

	弁護士	司法書士	弁理士	税理士	行政書士	社会保険労務士
隣接法律専門職種の新しい職域	隣接法律専門職の職域拡大について リーガルサービスを行き渡らせるためには、弁護士を増やすか、隣接法律専門職種を活用するか、前者を採るべきだと考える。体制が整うまでは、隣接法律専門職種の方々に手伝い願う。	簡裁における代理権・簡裁の事物管轄を基準とした調停・即決和解事件の代理権の付与 新たな職能を活用し、国民の役に立っていききたい。弁護士の関与率が低いところで、司法書士を大きく活用するシステムを求めらる。	特許等侵害訴訟の代理権の付与 「知的創造サイクル」に一貫して関与できる体制に近づく。	税務訴訟における出廷陳述権の付与 改正税理士法の内容の一部を追認したものであるという認識 訴訟代理権の獲得については、実績を積みながら、長期的課題として取り組む。	訴訟への関与は、検討課題とされた。 行政書士が限定的ではあるが法律専門職として認められた点についてはある意味で満足。	訴訟への関与は、検討課題とされた。 非常に残念だ。社労士は多くの企業の実態に通暁しており、人事・労働関係の紛争に貢献できる。
弁護士法第72条見直しの必要性		司法書士が目指す方向を実現するためには、法定外での法的活動が不可欠。	弁理士法改正により従来規制を受けていた部分の規定が明確となり、利便性が向上した。	制度的垣根によって業務を独占しているは、社会的ニーズに応えられない。ユーザが判断・選択するという構造に切り替えるべき	重要な役割を担っていることは確かだが、「開かれた法曹」と矛盾する。法律専門職に開放する方向で検討すべきだ。	規制を緩和し、関係士業に幅広い法律事務に携わらせてほしい。
職域拡大に伴う能力担保措置・研修制度		能力担保の方法は今後検討。研修になるだろう。実務能力向上のための研修のほか、法律専門家としての倫理を育てる研修も行う。	信頼性の高い措置をとる。それは研修が中心になるだろう。	改正税理士法に、資質向上の努力義務が法令上明確化された。税理士会の会則にも、研修について規定することが義務となった。		今年から全国社会保険労務士会連合会が始める司法研修や、ADRにおける業務などで研鑽を積んでいく。
ADRの整備		身内の問題、生活関係のトラブルについては、裁判の前段階での解決が適切だ。ADRが整備され、そこで司法書士が役目を果たせれば、きちんとした形で権利関係を処理できる。	ADRの充実は重要。運営主体として、さらなる拡充・活性化を図る。また、WIPOの仲裁センターを日本に設置できるよう提言する。	法律専門職が交流して、全体のあるべき姿を考える中から、よい制度ができていくのではないか。最終意見では、もっと具体的な提示がほしいかった。	既存の機関の更なる活用を図るべき。行政書士会の中に、新たなADR機関を設置することを検討してもよいと思う。	国民の選択肢が広がることになり、意義がある。個別労使紛争の解決やセクハラ事件の解決にも、ADRは活用できる。
法科大学院	「全国適正配置」などが盛り込まれた、「法科大学院の具体化にあたって」という提言を採択している。また、国際化に対応するべき。	法曹三者のみならず、司法書士を含めた司法に関わる専門家についての養成制度が必要。	弁理士の質と量をレベルアップするため、ロースクールを活用することは意義がある。	法科大学院修了者の法曹としての適格性や、教員の確保等の課題はあるが、基本的にはよい構想だ。実現に向けて細部の議論の積み重ねが必要。	コースを分類するシステムが必要。第一次試験で司法試験を受け、二次試験は専門について実施するという構想が検討されてしかるべき。	隣接職種がロースクールに編入しやすい仕組みを作してほしい。
法曹人口増員	弁護士任官の推進を始めとした様々な司法制度改革の内容を実現するためにも、弁護士人口の増員が必要。	司法書士の仕事まで含めて、最終意見の増員計画でクリアできるかという未知数。無理にそうなくても、司法書士を更に活用する方法を考えるべき。	弁理士への訴訟代理権の付与の背景には、法曹人口の不足がある。高度化する分野に対応する法曹を準備することは一朝一夕にはできない。		隣接法律専門職種の活用が増員計画が達成されるまでの過渡的手段であってはならない。	